

(第2回支援を必要とする子どものための部会資料)

令和6年9月24日

子ども家庭支援課

次期京都市ひとり親家庭自立促進計画の策定について

1 計画策定の意義及び当部会の目的

ひとり親家庭等の福祉の増進を図るための法律である「母子及び父子並びに寡婦福祉法」において、「都道府県等は、地域の実情に応じた生活の安定と向上のための措置の積極的かつ計画的な実施及び周知並びに支援を行うものの活動の連携及び調整を図るよう努めなければならない。」(第10条の2)」と示されていることから、本市においてもその趣旨を鑑み、「京都市ひとり親家庭自立促進計画」を策定しています。

本市では、現行の子ども・若者に係る総合的な計画である「京都市はぐくみプラン」を「京都市ひとり親家庭自立促進計画」として位置づけ、その一部をひとり親家庭支援に係る固有の部分として、具体的な支援の方向性や取組内容を定め、計画的に事業を実施してきましたが、当該計画は令和6年度末で計画期間が終了となることから、令和7年度以降の新計画の策定を行う必要があります。

これにあたり、現在の計画下で進めてきたひとり親家庭支援施策の効果や課題を検証するとともに、昨年度、市民を対象に実施した「ひとり親家庭に関する実態調査」の結果を考慮しながら、昨今の国の動きや支援に携わる当事者の視点も踏まえ、ブラッシュアップした新たな計画を策定したいと考えており、それにあたって、当部会の委員の皆様からの御意見を賜りたいと考えています。

なお、本日の第2回の部会では、上記調査結果及び本市施策の実績等を報告させていただいたうえで、次期計画のポイントや方向性についての審議を、次回以降の部会においては、第2回での議論を踏まえた次期計画案についての審議をそれぞれお願いしたいと考えています。

2 ひとり親家庭に対する実態調査結果報告 資料 6－2

3 現計画における取組の検証 資料 6－3

参考資料

参考資料 1 京都市ひとり親家庭自立促進計画（ひとり親家庭支援に係る固有部分）

参考資料 2 ひとり親家庭等の支援について（こども家庭庁資料）

参考資料 3 母子及び父子並びに寡婦福祉法（抄）